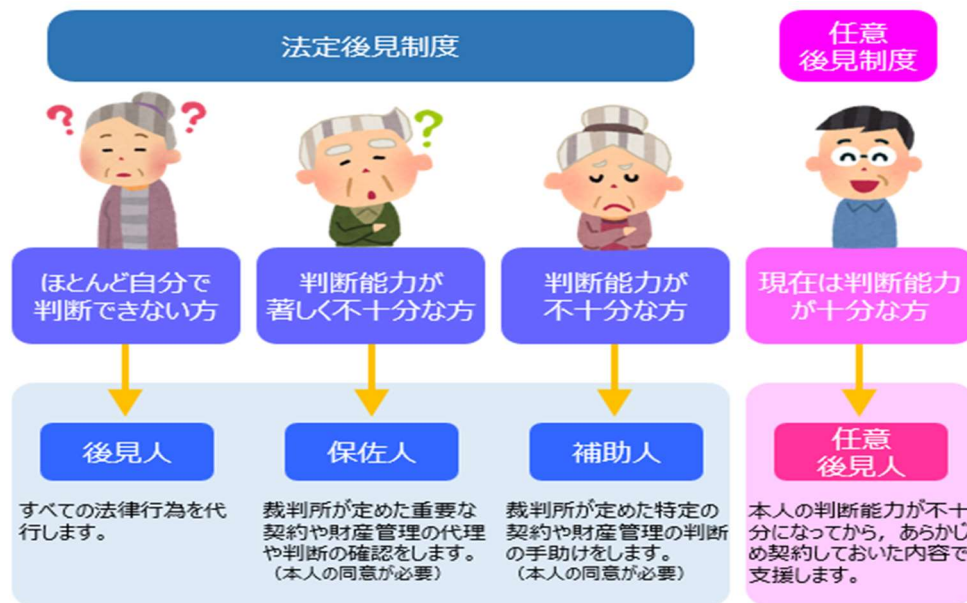


《成年後見制度のご紹介》

成年後見制度とは、認知症、精神障害、知的障害などにより物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

「成年後見制度」の種類としくみ

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。



法定後見制度

判断能力が不十分な方に対する制度です。本人や親族などが家庭裁判所に申し立て、判断能力の程度に応じて「後見人」「保佐人」「補助人」が選任されます。

任意後見制度

判断能力がある方に対する制度です。判断能力の低下に備えて、あらかじめ支援者（任意後見人）や支援内容について契約を公正証書で結ぶものです。本人の判断能力が低下したら本人や親族、任意後見人が家庭裁判所に申し立て、任意後見人を監督する任意後見監督人が選任されてから、契約の効力が生じます。

参考：石岡市役所公式ホームページ

包括支援センター以外のお問い合わせ先

○札幌市成年後見推進センター TEL011-624-6901（業務時間：8：45～17：15《土日祝日、年末年始を除く》）

○札幌司法書士会 TEL011-522-6078（相談受付時間：12：00～15：00《土日祝日、年末年始、お盆期間を除く》）